

家庭六法

19 3/4 日経



古賀 克重
弁護士

いじめを背景とした中学生・高校生の自殺が問題になりました。教育現場や教育委員会がいじめを把握できなかつた反省から、文部科学省は一月、いじめの定義の見直しを決めました。いじめ被害をめぐる民事訴訟にも影響を与える可能性があります。

るため、学校現場の実態に即していないという指摘も出ていました。

一方、いじめを巡る民事訴訟では、いじめの有無の判断については事実関係を丁寧に調べ、被害者が精神的・肉体的苦痛を受けているか否かを総合的に判断しています。文科省のいじめの定義見直しで、やや乖離（かいり）していた司法と行政のいじめ認定の基準が近付きました。

「何がいじめなのか」という意識が社会全体で変わり幅広い行為がいじめだと認識されるようになれば、被害者が加害者や学校を相手取った民事訴訟でも、いじめが起つたこと自体は認定されることが増えると感じているもの」とし、「いじめか否かはいじめられた子供の立場で判断する」としています。具体例として「パソコンや携帯電話での中傷や悪口」などが追加された点も特徴です。

従来の同省の定義は、「継続的な攻撃」「深刻な苦痛」などと限定していた面があります。

少年をめぐる問題①

いじめ見直し、訴訟に影響も

その上で、学校側がいじめによる自殺などを予見できた場合は、学校側の責任も問われます。親権者も子供が他人にいじめを行つことが予見できたのに放置した場合、監督義務違反があるとして責任を負うことになります。